

(別 紙)

2021年12月  
日本民間放送連盟

「著作権法第2条第1項第9号の8に規定する人的関係又は資本関係において文化庁長官が総務大臣と協議して定めるもの（文化庁告示）（案）」に関する民放連意見

- 当連盟会員の民放ラジオ・テレビ各社は各々の経営判断により、さまざまな形でインターネット配信サービスに鋭意取り組んでいるところです。
- 改正著作権法における放送事業者と放送同時配信等事業者との「密接な関係」は、「人的関係又は資本関係」に限定されていますが、今後ますます多様化する可能性が高い配信サービスの形態をカバーできず、放送事業者の配信サービス展開の選択肢を狭め、ひいては視聴者の利便性を損なう懸念があります。
- このため、改正著作権法附則に定めるフォローアップにおいて、放送事業者と放送同時配信等事業者との関係に関する改正法および本告示の定めについて、施行後の放送同時配信等の状況や放送事業者の意見を踏まえ、法改正を含めた検討・見直しが行われることを要望します。